

# 政策ごとの予算との対応について(個別表)【特別会計】

(所管) 国会、裁判所、会計検査院、  
内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部  
科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、  
環境省及び防衛省

(会計) 東日本大震災復興特別会計

(単位: 千円)

政策体系	勘定・組織	項	事項	30年度予算額	31年度予算額	比較増△減額
1 司法制度改革の成果の定着に向けた取組				<b>611,089</b>	<b>606,535</b>	<b>△ 4,554</b>
(1) 総合法律支援の充実強化	復興庁	東日本大震災復興日本司法支援センター運営費	東日本大震災復興に係る日本司法支援センター運営費交付金に必要な経費	611,089	606,535	△ 4,554
2 国民の財産や身分関係の保護				<b>168,245</b>	<b>159,033</b>	<b>△ 9,212</b>
(1) 登記事務の適正円滑な処理	復興庁	法務行政復興政策費	登記事務処理に必要な経費	168,245	159,033	△ 9,212
3 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営				<b>823,297</b>	<b>2,079,618</b>	<b>1,256,321</b>
(1) 施設の整備	復興庁	法務行政復興事業費	法務省施設整備に必要な経費	823,297	2,079,618	1,256,321
計				<b>1,602,631</b>	<b>2,845,186</b>	<b>1,242,555</b>

- (注) 1. 政策評価の個別施策に関連付けられる計数のみを計上している。  
2. 復興庁所管のうち、法務省関係予算のみ掲記している。  
3. 30年度予算額は、当初予算額である。